

議案第75号

新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例

新居浜市別子山地域バス運行条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

新居浜市別子山字成ル乙304番13 （別子橋停留所）	新居浜市新田町二丁目乙1763番4 地先（住友病院前停留所）
新居浜市別子山字ヲトヂ甲482番3 （別子山支所前停留所）	四国中央市三島中央四丁目字井関1674 番2（三島駅前停留所）

」を

「

新居浜市別子山字成ル乙304番13 （別子橋停留所）	新居浜市新田町二丁目乙1763番4 地先（住友病院前停留所）
-------------------------------	-----------------------------------

」に

改める。

別表第1備考第3項中「者」を「者（前項に掲げる者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市別子山地域バスの路線の一部を廃止するため、本案を提出する。